解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月七日

愛知県北設楽郡設楽町田口字向木屋一番地

財団法人御堂山会

代表清算人　熊谷　皓司

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月七日

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

財団法人京都府高等学校定時制通信制教育振興基金　代表清算人　北畑悌次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月七日

大阪府富田林市大字佐備二四九七番地五

財団法人自彊会研究所

代表清算人　道田　憲逸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十六日開催の臨時評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月七日

愛媛県新居浜市繁本町三番四号

財団法人新居浜市教育振興会

代表清算人　古川　一豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字須賀九〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新野邊三雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月七日

茨城県潮来市日の出八丁目一二番地六司法書士篠塚健司事務所

相続財産管理人　司法書士　篠塚　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区本牧町三丁目六五〇番地、最後の住所千葉市中央区弁天一丁目五番六号千葉S．Kハイツ五〇二号

被相続人　亡　加賀屋忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月七日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階B室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市江戸川台東一丁目一二九番地一、最後の住所千葉県流山市江戸川台東一丁目一二九番地の一

被相続人　亡　秋葉　宣勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月七日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九住友生命松戸ビル五階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　蒲田　孝代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川四丁目一九番地一、最後の住所東京都北区滝野川四丁目一九番九号

被相続人　亡　青木　博重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月七日

事務所東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区霞が関一丁目一番地一、最後の住所東京都文京区春日二丁目二四番一二―八〇一号　被相続人　亡　藤波　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月七日

事務所東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル五階佐藤三郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉南一丁目二番地二、最後の住所横浜市神奈川区菅田町二九七八番地六宮向団地二街区二号棟三〇四号室

被相続人　亡　岡本　輝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月七日

横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル九階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　正一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡宮川村四九八六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大久保重左衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月七日

長野県諏訪市諏訪一丁目五番一二号

相続財産管理人　弁護士　五味　正明

第７期決算公告

平成25年9月30日

東京都中央区日本橋兜町５番１号

InfoVista Japan株式会社

代表取締役

デイヴィッド・フォルリッツィ

貸借対照表の要旨（平成25年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,400
	固定資産	0
	合計	87,400
負純資債及産の部び	流動負債	82,935
	固定負債	194,524
	株主資本	△190,059
	資本金	100
	利益剰余金	△190,159
	その他利益剰余金	△190,159
	（うち当期純利益）	(1,913)
	合計	87,400

第２期決算公告　平成26年１月７日

東京都港区新橋三丁目５番10号新三ビル

株式会社メディア・サービス

代表取締役　徳永　一彦

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,050
	固定資産	59
	合計	7,109
負純資債及産の部び	流動負債	2,328
	引当金	165
	その他の負債	2,163
	株主資本	4,781
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,781
	その他利益剰余金	1,781
	（うち当期純利益）	(1,480)
	合計	7,109

第10期決算公告　平成26年１月７日

東京都港区新橋三丁目５番10号新三ビル

株式会社メディア・リース

代表取締役　徳永　一彦

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,882
	固定資産	108,550
	合計	246,432
負純資債及産の部び	流動負債	123,102
	引当金	4,350
	その他の負債	118,752
	株主資本	49,902
	資本金	73,428
	剰余金	14,000
	利益剰余金	59,428
	準備金	609
	その他利益剰余金	58,818
	（うち当期純利益）	(17,262)
	合計	246,432